- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。 2

事実及び理由

- 当事者の求めた裁判
- 控訴人の控訴の趣旨
- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- 被控訴人の本訴請求の趣旨

控訴人が被控訴人に対し、平成8年9月19日付けでした原判決別紙物件目録記 載の土地に係る平成8年度分の特別土地保有税の納税義務を免除しない旨の決定を 取り消す。

第2 事案の概要及び当裁判所の判断

本件の事案の概要、前提となる事実、争点に対する当事者双方の主張等は、原判 決の「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」の項に記載されているとおりであ るから、この記載を引用する。また、当裁判所も、本件土地は、平成8年1月1日 の基準日において、恒久的な利用に供される建物の敷地の用に供する土地と認めら れ、特別土地保有税の納税義務を免除する要件として地方税法603条の2第1項 1号に定めるところを満たしているといえるから、これが満たされていないとして された本件処分は、上記免除対象土地の該当性の判断を誤ったものであって、違法というべきであり、その取消しを免れないものと判断する。その理由は、原判決がその「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」の項で認定、説示するところと同一なるから、この認定、説示を引用する。

第3 結論

よって、被控訴人の本訴請求を認容した原判決は相当であり、控訴人の本件控訴 には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 近藤崇晴

裁判官 合田かつ子 裁判官 宇田川基